

草津市立社会体育施設等をご利用になる方へのお願い

令和3年8月8日（改訂）

- 新型コロナウイルス感染防止の為、以下の場合は、利用を控えてください。
 - ・体調がよくない場合（発熱、咳などの風邪の症状がある場合）
 - ・同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる場合。
 - ・過去14日以内に入国し観察期間が必要である場合。
- マスクを着用してください。
 - ・受付時、着替え時等のスポーツを行っていない時や会話時に着用。
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒をしてください。
- 他の利用者、施設管理者との距離（2m程度）を確保してください。
- 観覧席および会議室・控室は利用定員の50%以下の利用としてください。
- 緊急事態宣言、まん延防止等重点措置適用期間は、施設入場者（選手、役員、観覧者等を含む）最大収容人員の50%に制限します。
- 利用中に大きな声での会話、声援を控えてください。
- タオルや飲み物を他の人と共用しないでください。
- 練習前後も3密を避けて会話は控えめにし、マスクを着用してください。
 - ・更衣室に多くの方が一度に入室しないように交代で利用してください。
 - ・更衣室内での長時間滞在を避けるため、着替えやシャワーを終えたら速やかに退室をお願いします。
- 練習内容や位置取りを考え、他の人の呼気の影響を避ける工夫をしてください。
- 換気をこまめに行ってください。
 - ・窓や扉を常時開放している場合がありますので、ご理解をお願いします。
 - ・競技の特性により、常時換気ができない場合は、時間を決めて2時間に1回10分程度の換気を行ってください。
- 利用中止による還付は、通常の手続きとなります。
- 緊急事態宣言、まん延防止等重点措置適用期間の還付取扱いについては、変更になる場合がありますので、各施設の受付にお問い合わせください。
- 感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」等の通知サービスの活用を積極的に行ってください。
- 感染者発生の場合に参加者情報（氏名連絡先等）の提出をお願いする場合がありますので、参加者等の記録を1か月程度保管しておいてください。
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に速やかに濃厚接触者の有無等について報告してください。
- スポーツイベント等開催の場合は、別紙「スポーツイベント等を主催される方へのお願い」をご確認ください。

ご不便をお掛けしますが、新型コロナウイルス感染防止のために皆様のご理解とご協力をお願いいたします。なお、滋賀県内の感染者発生状況の変化により、追加のお願いをする場合がありますのでご注意ください。